

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案要綱

第一 総則

一 趣旨 (第一条関係)

この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体等が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

二 定義 (第二条関係)

この法律において使用する用語について必要な定義規定を設けること。

三 基本理念 (第三条関係)

1 競争の導入による公共サービスの改革は、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

2 1の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

四 国の行政機関等の責務 (第四条関係)

1 国の行政機関等は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国の行政機関等の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとする。ことにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

2 国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体等の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。

五 地方公共団体の責務 (第五条関係)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとするにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

六 民間事業者の責務 (第六条関係)

公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならないものとする。

第二 公共サービス改革基本方針等

一 公共サービス改革基本方針（第七条関係）

1 内閣総理大臣は、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者及び地方公共団体からの意見を聴取するとともに、国の行政機関等の長等と協議して、次に掲げる事項を主な内容とする公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

(一) 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置（特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下1において同じ。）についての計画（二）に掲げるものを除く。）

(二) 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

(三) 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「官民競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

(四) 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「民間競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

(五) 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

2 内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、第七の一の官民競争入札等監理委員会（以下第六まで同じ。）の議を経なければならないものとする事。

3 内閣総理大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする事。

4 内閣総理大臣は、3の見直しに当たっては、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するもの

とすること。

5 内閣総理大臣は、1又は3の規定による閣議の決定があつたときは、公共サービス改革基本方針を公表しなければならないものとする。

二 地方公共団体における官民競争入札等の実施方針（第八条関係）

1 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）を実施する場合には、地方公共団体が実施している特定公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者からの意見を聴取した上で、官民競争入札等の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容を主なものとする官民競争入札等の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。

2 地方公共団体の長は、実施方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三 官民競争入札及び民間競争入札

一 国の行政機関等による官民競争入札の実施等

1 官民競争入札実施要項（第九条関係）

(一) 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において官民競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、公共サービス改革基本方針に従って、官民競争入札実施要項を定めなければならないものとする。

(二) 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(2) 2に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

(4) 官民競争入札対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(5) その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な所要の事項

(三) (二)の(2)に規定する資格は、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等の事項を考慮して当該官民

競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならぬものとする。

(四) (二)の(4)に規定する実施状況に関する情報の開示においては、官民競争入札対象公共サービスの実施に要した経費、人員、施設及び設備、当該公共サービスの目的の達成の程度を明らかにするものとする。

(五) 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならないものとする。

(六) 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬものとする。

(七) (五)及び(六)の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用するものとする。

2 欠格事由（第十条関係）

官民競争入札に参加することができない者を、成年被後見人、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者、法人であつてその役員のうちこれらにこれらのいずれかに該当する者があるもの等とすること。

3 官民競争入札への参加（第十一条関係）

(一) 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従つて、官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法並びに入札金額を記載した書類を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

(二) 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従つて、官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法並びに人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類を作成するものとする。

(三) (一)の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、(一)及び(二)の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならないものとする。

4 官民競争入札の実施及び落札者等の決定

(一) 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に規定する評価の基準に従つて、3の(一)及び(二)

の書類のすべてについてその評価を行うものとし、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬものとする。 (第十二条関係)

(二) 国の行政機関等の長等は、(一)の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した3の(二)の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者を落札者として決定するものとする。 (第十三条第一項関係)

(三) 国の行政機関等の長等は、(一)の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した3の(二)の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかつた場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。 (第十三条第二項関係)

(四) 国の行政機関等の長等は、(二)及び(三)の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるものの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及

び国の行政機関等の長等が作成した3の(二)の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならないものとする。

二 国の行政機関等による民間競争入札の実施等

1 民間競争入札実施要項（第十四条関係）

(一) 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならないものとする。

(二) 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(2) 2において準用する一の2に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (3) 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
- (4) 民間競争入札対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- (5) その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な所要の事項
- (三) (二)の(2)に規定する資格は、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等の事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならぬものとする。
- (四) (二)の(4)に規定する実施状況に関する情報の開示においては、民間競争入札対象公共サービスの実施に要した経費、人員、施設及び設備、当該公共サービスの目的の達成の程度を明らかにするものとする。
- (五) 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならないものとする。
- (六) 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬものとする。

(七) (五)及び(六)の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用するものとする。

2 国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札についての準用（第十五条関係）

一の2、3の(一)並びに4の(一)、(二)及び(四)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用するものとする。

三 地方公共団体による官民競争入札の実施等

1 官民競争入札実施要項（第十六条関係）

(一) 地方公共団体の長は、実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、官民競争入札実施要項を定めるものとする。

(二) 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき

品質に関する事項

(2) 2において準用する一の2に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

(4) 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(5) その他地方公共団体等官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な所要の事項

(三) (二)の(2)に規定する資格は、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等の事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならないものとする。

(四) (二)の(4)に規定する実施状況に関する情報の開示においては、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に要した経費、人員、施設及び設備、当該公共サービスの目的の達成の程度を明らかにするものとする。

(五) 地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、第七の二の合議制の機関の議を経るものとする。

(六) 地方公共団体等の長等は、官民競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬものとする。

(七) (五)及び(六)の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用するものとする。

2 地方公共団体の長が実施する官民競争入札についての準用（第十七条関係）

一の2から4までの規定は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札について準用するものとする。

四 地方公共団体による民間競争入札の実施等

1 民間競争入札実施要項（第十八条関係）

(一) 地方公共団体の長は、実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体等民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

(二) 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとすること。

(1) 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(2) 2において準用する一の2に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

(4) 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(5) その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(三) (二)の(2)に規定する資格は、知識及び能力、経理的基礎、技術的基礎等の事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならないものとする。

(四) (二)の(4)に規定する実施状況に関する情報の開示においては、地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に要した経費、人員、施設及び設備、当該公共サービスの目的の達成の程度を明らかにするものとする。

(五) 地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、第七の二の合議制の機関の議を経るものとする。

(六) 地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

(七) (五)及び(六)の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用するものとする。

2 地方公共団体等が実施する民間競争入札についての準用（第十九条関係）

一の2、3の(一)並びに4の(一)、(二)及び(四)の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用するものとする。

第四 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

一 契約

1 契約の締結等（第二十条関係）

(一) 国の行政機関等の長等は、民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

(二) 国の行政機関等の長等は、(一)の契約を締結したときは、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項を公表しなければならないものとする。

2 契約の変更（第二十一条関係）

(一) 国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、1の(一)の契約を変更することができるものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬものとする。

(二) 国の行政機関等の長等は、(一)の規定により契約を変更したときは、当該契約の変更の内容に関する

る事項のうち政令で定めるものを公表しなければならないものとする。

3 契約の解除等（第二十二条関係）

(一) 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者等が次のいずれかに該当するときは、1

の(一)の契約を解除することができるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

(2) 法令の特例において定められた公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たさなくなつたとき。

(3) 契約に従つて対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

(4) (3)に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(5) その他契約を解除すべき事由

(二) 国の行政機関等の長等は、(一)の規定により契約を解除するときは、第三に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は国の行政機関等が対象公共サービスを実施する

措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(三) 国の行政機関等の長等は、(二)の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監理委員会との協議を経なければならないものとする。

(四) 国の行政機関等の長等は、(二)及び(三)の規定による措置を講じたときは、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならないものとする。

4 地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用(第二十三条関係)

1 から3までの規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用するものとする。(第二十三条関係)

二 公共サービスの実施

1 官民競争入札対象公共サービス等の実施(第二十四条関係)

公共サービス実施民間事業者は、一の1の(一)の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民

間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならないものとする。

2 秘密保持義務等（第二十五条関係）

(一) 公共サービス実施民間事業者その他の1の公共サービスに従事する者等は、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

(二) 1の公共サービスに従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

三 監督

1 報告の徴収等（第二十六条関係）

(一) 国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又は公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入ること等ができるものとする。

(二) (一)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなけれ

ばならないものとする。

- (三) (一)の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする。
- (四) 国の行政機関等の長等は、(一)の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を

講ずることとした理由を、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならないものとする。

2 国の行政機関等の長等の指示等（第二十七条関係）

国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、(四)の規定を準用するものとする。

3 地方公共団体官民競争入札対象公共サービス等についての準用（第二十八条関係）

1及び2の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用するものとする。

第五 法令の特例

一 通則

1 法令の特例の適用（第二十九条関係）

公共サービス実施民間事業者が実施する公共サービスについては、法令の特例を適用するものとする。

2 財政法の特例（第三十条関係）

国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とするものとする。

3 国家公務員退職手当法の特例（第三十一条関係）

国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者で使用される者（当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。）となるための退職（同法第四条第一項又

は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。)をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続いて実施期間の末日の翌日までに再び職員となった者が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の三の規定による退職手当に関して特例を定めること。

二 特定公共サービス

1 職業安定法の特例(第三十二条関係)

(一) 次に掲げる公共職業安定所の業務(以下この条において「特定業務」という。)を実施する公共サービス実施民間事業者であつて特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安定法第三十条第一項の許可を受けた者でなければならぬものとする。

(1) 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務

(2) 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及

び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務

(二) (一)の公共サービス実施民間事業者が、(一)の職業紹介事業を行う場合において国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しないものとする。

(三) その他、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めるものとする。

2 国民年金法等の特例（第三十三条関係）

(一) 国民年金保険料の収納に関する業務のうち次に掲げるものを実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務を実施するものとする。

(1) 保険料滞納者に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

(2) 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

(3) (1)の業務により確認した理由その他の(1)及び(2)の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めると

ころにより、社会保険庁長官に報告する業務

(二)の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができる認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

(三)の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなすものとする。

(四)の公共サービス実施民間事業者が実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法第七十二条の規定は適用しないものとする。

(五)に掲げる業務を実施するに当たり所要の規定を設けること。

3 戸籍法等の特例（第三十四条関係）

(一) 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるものとする。

(1) 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し

(2) 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

- (3) 外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し
 - (4) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し
 - (5) 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し
 - (6) 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し
- (二) (一)に掲げる業務を実施するに当たり所要の規定を設けること。

第六 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

一 官民競争入札対象公共サービスの実施（第三十五条関係）

国の行政機関等は、第三の一の四の(三)の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該国の行政機関等の長等が作成した書類の内容に従って、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

二 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施（第三十六条関係）

地方公共団体は、第三の三の二において準用する第三の一の四の(三)の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該地方公共団体の長が作成した書類の内容に従って、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

第七 官民競争入札等監理委員会等

一 官民競争入札等監理委員会

1 設置（第三十七条関係）

国の競争の導入による公共サービスの改革の透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 所掌事務（第三十八条関係）

- (一) この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- (二) その権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができるものとする。
- (三) (二)の規定による勧告をしたときは、その勧告の内容を公表しなければならないものとする。
- (四) 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、(二)の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならないものとする。

3 組織、委員等（第三十九条―第四十三条関係）

委員会は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、三年の任期で非常勤職員として内閣総理大臣が任命する委員十三人以内をもって組織する。

4 事務局（第四十四条関係）

委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置くものとする。

5 報告の徴収等（第四十五条関係）

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

6 政令への委任（第四十六条関係）

このほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

二 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関（第四十七条関係）

地方公共団体の長が官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を

置くものとする。

第八 雑則

一 競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置（第四十八条関係）

国は、官民競争入札対象公共サービスの実施に従事していた職員を、定員の範囲内において、他の官職（他の国の行政機関に属する官職を含む。）に任用することの促進その他の競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

二 その他（第四十九条―第五十三条関係）

その他、事務の委任、解釈規定等に関し必要な事項を定めること。

第九 罰則（第五十四条―第五十六条関係）

罰則について、所要の規定を設けること。

第十 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

二 関係法律の規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 公共サービス改革基本方針等（第七条・第八条）
- 第三章 官民競争入札及び民間競争入札
 - 第一節 国の行政機関等による官民競争入札の実施等（第九条―第十三条）
 - 第二節 国の行政機関等による民間競争入札の実施等（第十四条・第十五条）
 - 第三節 地方公共団体による官民競争入札の実施等（第十六条・第十七条）
 - 第四節 地方公共団体による民間競争入札の実施等（第十八条・第十九条）
- 第四章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等
 - 第一節 契約（第二十条―第二十三条）
 - 第二節 公共サービスの実施（第二十四条・第二十五条）
 - 第三節 監督（第二十六条―第二十八条）

第五章 法令の特例

第一節 通則（第二十九条―第三十一条）

第二節 特定公共サービス（第三十二条―第三十四条）

第六章 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施

等（第三十五条・第三十六条）

第七章 官民競争入札等監理委員会等

第一節 官民競争入札等監理委員会（第三十七条―第四十六条）

第二節 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関（第四十七条）

第八章 雑則（第四十八条―第五十三条）

第九章 罰則（第五十四条―第五十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手續、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関

2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。次項において同じ。）をいう。

3 この法律において「国の行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人の代表者をいう。

4 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。

一 国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの

イ 施設の設置、運営又は管理の業務

ロ 研修の業務

ハ 相談の業務

ニ 調査又は研究の業務

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務

二 特定公共サービス

5 この法律において「特定公共サービス」とは、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であつて、第五章第二節の規定により、法律の特例が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

6 この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針（第七条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第一号において同じ。）において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、国の行政機関等と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第一節の規定により行われるもの

二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、地方公共団体と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第三節の規定により行われるもの

7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第二節の規定により行われるもの

二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業

者の間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第四節の規定により行われ
るもの

8 この法律において「公共サービス実施民間事業者」とは、第二十条第一項（第二十三条において準用す
る場合を含む。）の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をいう。

9 この法律において「法令の特例」とは、公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施する場合に
おいて必要とされる資格、国の行政機関等の長等若しくは地方公共団体の長による監督上の措置、規制の
緩和その他の特例に関する第五章に規定する法律の特例及び政令又は主務省令により規定された事項につ
いてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例をいう。

（基本理念）

第三条 競争の導入による公共サービスの改革は、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の
全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ
公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低
廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

2 前項の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行う必要のないものは、廃止するものとする。

(国の行政機関等の責務)

第四条 国の行政機関等は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国の行政機関等の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとするにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 国の行政機関は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほ

か、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとするにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

(民間事業者の責務)

第六条 公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならない。

第二章 公共サービス改革基本方針等

(公共サービス改革基本方針)

第七条 内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 公共サービス改革基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項

二 競争の導入による公共サービスの改革のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置（特定公共サービスの範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。以下この条において同じ。）についての計画（次号に掲げるものを除く。）

四 競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

五 官民競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「官民競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

六 民間競争入札の対象として選定した国の行政機関等の公共サービス（以下「民間競争入札対象公共サービス」という。）の内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

七 廃止の対象とする国の行政機関等の公共サービスの内容及びこれに伴い政府が講ずべき措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。

4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。

6 内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会（第三十七条に規定する官民競争入札等監理委員会をいう。以下第五章までにおいて同じ。）の議を経なければならぬ。

7 内閣総理大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

9 第三項から第六項までの規定は、第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。

10 内閣総理大臣は、第一項又は第七項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない。

(地方公共団体における官民競争入札等の実施方針)

第八条 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、官民競争入札又は民間

競争入札の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。

2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項

二 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容

三 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容

四 前各号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項

3 地方公共団体の長は、前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると思われる業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くものとする。

4 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5 地方公共団体の長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 官民競争入札及び民間競争入札

第一節 国の行政機関等による官民競争入札の実施等

(官民競争入札実施要項)

第九条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において官民競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従つて、官民競争入札実施要項を定めなければならない。

2 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二 官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三 次条に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四 官民競争入札に参加する者の募集に関する事項

五 官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の官民競争入札対象

公共サービスを実施する者の決定に関する事項

六 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項

七 官民競争入札対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

八 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。第十四条第二項第七号において同じ。）に関する

事項

九 国の行政機関等の職員のうち、第三十一条第一項に規定する対象公共サービス従事者となることを希望する者に関する事項

十 公共サービス実施民間事業者が官民競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

十一 公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の官民競争入札対

象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十二 公共サービス実施民間事業者が官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第十四条第二項第十号において同じ。）に関する事項

十三 官民競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項

十四 その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一 官民競争入札対象公共サービスの実施に要した経費

二 官民競争入札対象公共サービスの実施に要した人員

三 官民競争入札対象公共サービスの実施に要した施設及び設備

四 官民競争入札対象公共サービスの目的の達成の程度

5 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

6 国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。

(欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱いされている者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱いされている者

三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 第二十二條第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当

するもの

七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによつて官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従つて、次に掲げる事項を記載

した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国の行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。

一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法

二 入札金額

2 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従つて、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

3 第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

第十二条 国の行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第十三条 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合にあつては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

2 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかつた場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

第二節 国の行政機関等による民間競争入札の実施等

(民間競争入札実施要項)

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従つて、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する

事項

四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項

五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

六 民間競争入札対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

七 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

八 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法

令の特例に関する事項

九 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関

等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象

公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間

事業者が講ずべき措置に関する事項

十 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項

十二 その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするもの

とする。

- 一 民間競争入札対象公共サービスの実施に要した経費
- 二 民間競争入札対象公共サービスの実施に要した人員
- 三 民間競争入札対象公共サービスの実施に要した施設及び設備
- 四 民間競争入札対象公共サービスの目的の達成の程度
- 五 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。
- 六 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 七 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十五条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号

「とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

第三節 地方公共団体による官民競争入札の実施等

(官民競争入札実施要項)

第十六条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）のごと

に、遅滞なく、官民競争入札実施要項を定めるものとする。

2 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四 官民競争入札に参加する者の募集に関する事項

五 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

六 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項

七 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

八 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。第十八条第二項第七号において同じ。）に関する事項

九 地方公共団体の職員のうち、公共サービス実施民間事業者に使用される者であつて当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスに係る業務に従事する者となることを希望する者に関する事項

十 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

十一 公共サービス実施民間事業者が、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十二 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十三条において準用する第二十条第一項

の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により地方公共団体が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。第十八条第二項第十号において同じ。）に関する事項

十三 その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするもの

とする。

- 一 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に要した経費
- 二 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に要した人員
- 三 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に要した施設及び設備
- 四 地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの目的の達成の程度
- 五 地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経るものとする。

6 地方公共団体の長は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
い。

7 前二項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十七条 第十条から第十三条までの規定は、地方公共団体の長が実施する官民競争入札について準用する。
この場合において、第十条第五号中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十三條において準用する第

二十二条第一項」と、第十条第十二号、第十一条第三項及び第十二条中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十六条第二項第五号」と、第十三条第一項中「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「政令」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

第四節 地方公共団体による民間競争入札の実施等

（民間競争入札実施要項）

第十八条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

二 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項

五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

六 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

七 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産に関する事項

八 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項

九 公共サービス実施民間事業者が、地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、

地方公共団体の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十三条において準用する

第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

十 公共サービス実施民間事業者が地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十三条において準用する第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

十一 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一 知識及び能力

二 経理的基礎

三 技術的基礎

四 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な

事項

4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするもの

とする。

一 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に要した経費

二 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に要した人員

三 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に要した施設及び設備

四 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの目的の達成の程度

5 地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、第四十七条第一項に規定する合議制の機関の議を経るものとする。

6 地方公共団体の長は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
い。

7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十九条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二條第一項」

とあるのは「第二十三条において準用する第二十二條第一項」と、同條第十二号中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七條第一項に規定する合議制の機関」と、第十二條中「第九條第二項第五号」とあるのは「第十八條第二項第五号」と、「前條第一項及び第二項」とあるのは「前條第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬ」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三條第一項中「前條の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一條第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前條の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九條の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も有利な申込みをした者（最も」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一條第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

第四章 民間事業者が落札者となつた場合における公共サービスの実施等